

概要版

「西春日井広域事務組合火災予防条例の一部改正」(案)について

《違反対象物に係る公表制度》

重大な消防法令違反のある建物をホームページで公表します。

改正となった背景



平成 24 年に広島県福山市で発生したホテル火災などを経て、政令指定都市や中核市にも整備が進み、今後はより多くの消防機関への広がりが見込まれる制度です。

総務省消防庁からの通知

改正の内容については、平成 25 年 12 月 19 日付け「違反対象物に係る公表制度の実施について(通知)」(消防予第 484 号)を基本として作成しています。…[資料①.pdf](#) 参照

平成 25 年 12 月 19 日付け「違反対象物に係る公表制度における運用について(通知)」(消防予第 487 号)を基本に運用します。…[資料②.pdf](#) 参照

また、平成 27 年 3 月 31 日付け「違反対象物に係る公表制度の実施の推進について(通知)」(消防予第 133 号)では、管内人口 20 万未満の消防本部についても条例等の改正を行い、積極的な推進を図るよう示された。…[資料③.pdf](#) 参照

※ 資料①②③④にあつてはPDFを開いて閲覧して下さい。

違反対象物に係る公表制度の趣旨

広島県福山市で発生したホテル火災では、消防法令に関する重大違反があったことが指摘されています。

このような消防法令に関する重大な違反のある建物に消防が命令を行った場合、建物自体に命令内容を公示する等の措置を取りますが、命令の公示までにいくつかの手順を踏まなければならないため、**その間、建物の危険性に関する情報が利用者などに提供されないこと**になります。

これらの状況を踏まえ、建物利用者の安全確保の観点から、情報公開制度の一環として、消防が有する建物の危険性に関する情報を一定の要件のもとで公表することにより、**建物の利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手して、利用の判断ができる制度**が推進されているものです。

この制度を**違反対象物に係る公表制度**と言います。

公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、旅館・ホテル等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物。

※消防法施行令 別表第1 ([資料④.pdf](#) 参照) に定める防火対象物のうち、特定防火対象物が該当します。



公表の対象となる違反

重大な消防用設備等の設置義務違反により

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備



上記設備が設置されていないもの。

公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。公表は違反是正されるまでの間、継続します。

※ 公表までの期間(14日間)は、違反を是正するための猶予期間ではなく、消防機関において公表を行うために必要な事務処理の期間です。

公表の方法

西春日井広域事務組合ホームページへの掲載

東消防署・西消防署、西春出張所での掲示

公表する内容

- ① 建物の名称 ② 建物の所在地 ③ 違反の内容

提出先・問い合わせ

〒481-0014 北名古屋市井瀬木狭場 15 番地

西春日井広域事務組合消防本部 予防課

電話番号 0568-22-4924 Fax 0568-26-7207

電子メールアドレス seishunkouiki-119-2@proof.ocn.ne.jp